

地域の絆づくり重点推進モデル地域選定委員会設置要綱

(目的)

第1 地域の絆づくり重点推進モデル事業の実施地域（以下「モデル地域」という。）の選定について、公正かつ厳正な審査評価を行うため、地域の絆づくり重点推進モデル事業実施要綱第4の2の規定に基づき、地域の絆づくり重点推進モデル地域選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 選定委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) モデル地域の審査評価及び選定に関すること。
- (2) その他モデル地域の審査評価及び選定に関し必要と認めること。

(組織)

第3 選定委員会の委員は、次の3名とする。

役名	所 属 等	氏 名
委員	岐阜経済大学経済学部准教授	菊本 舞
委員	特定非営利活動法人ぎふ羽島ボランティア協会理事長	川合宗次
委員	特定非営利活動法人長良・自然とくらし楽校副理事長	清水佳子

- 2 選定委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(運営)

第4 選定委員会は、岐阜県環境生活部環境生活政策課地域安全室長が招集する。

(審査評価の方法)

第5 モデル地域の審査評価については、県が別に定める「地域支え合いセンター設置モデル事業審査要領」により定める。

(意見の聴取)

第6 選定委員会において必要があると認めるときは、委員長は、委員以外の出席又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第8 選定委員会の事務局は、岐阜県環境生活部環境生活政策課地域安全室内に置く。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、岐阜県環境生活部環境生活政策課地域安全室長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年 5月 8日から施行し、本業務完了をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。